

# 地方公営企業の支出におけるクレジットカード使用について

R3.9.17 内閣府 規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム B班

## 要望

地方公営企業（注）の支出について、クレジットカード払いが可能であることが地方公営企業法に明確に定められていない。実務上、非常に困るケースがあるので、クレジットカード払いが運用上実施可能であれば、何らかの指針を示して頂きたい。

※要望者は公立病院職員

（注）地方公営企業の事業例：上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道

## 確認結果

- 地方公共団体の支出における公用クレジットカード払いについては、三重県要望を受けて、
  - ・ 現行法の下でクレジットカード払いが可能であること
  - ・ 使用にあたって地方自治体が留意すべき事項（カード利用職員への権限委任など）を記載した通知を総務省から各自治体に発出（本年2月）済み。当該通知は、地方公営企業を含む地方公共団体全体が対象となっている。

## 総務省の対応

- 地方公営企業の支出においてもクレジットカード払いが可能であることを明確化するため、通知を発出する（本日中を予定）。